

財産債務調書・国外財産調書の提出期限について

令和7年分の財産債務調書及び国外財産調書の提出期限は、令和8年6月30日です。

【財産債務調書】

提出義務者	以下の（１）または（２）に該当する方 （１）所得税の確定申告書を提出する必要がある方又は一定の所得税の還付申告書を提出することができる方で、次の①及び②を満たす方 ①その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超える方 ②その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する方 （２）その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する居住者の方
-------	---

【国外財産調書】

提出義務者	居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方
-------	--

なお、各調書の提出に当たっては、是非e-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

詳しくは、右記QRコードから国税庁ホームページをご覧ください。



財産債務調書制度



国外財産調書制度

●問合せ 佐原税務署総務課 ☎1331

第12回特別弔慰金支給のお知らせ

戦後80年に当たり、戦没者等のご遺族に弔慰の意を表するため、第12回特別弔慰金が国より支給されることになりました。

●支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹 注)1
4. 上記1から3以外の三親等内の親族（甥、姪等） 注)2

注)1 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

注)2 戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容 額面27.5万円、5年償還の記名国債が発行されます。

●請求期間 **令和7年4月1日から令和10年3月31日まで**

※請求期間を過ぎると請求は受け付けられません。

●請求・問合せ 神崎町保健福祉課 ☎1603